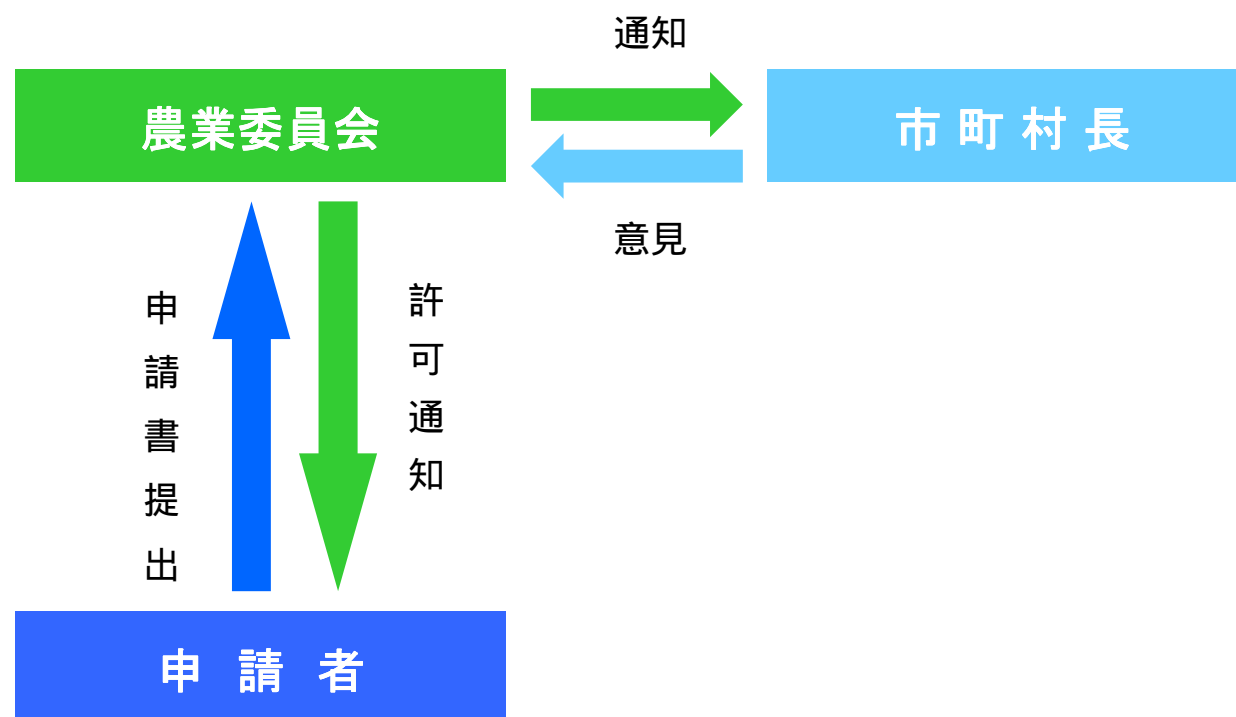


農地の権利を取得するための手続き

- 個人や法人が、農地を売買又は貸借するためには、原則として、その農地の所在する市町村の農業委員会の許可（農地法第3条）が必要。この許可を受けていない売買等は無効。

農地法第3条許可の流れ



市町村長への通知等(②、③)は、一般法人の貸借を許可しようとする場合のみ。